4　強制わいせつ等致死傷及び強制性交等致死傷

(一)　第一七六条、第一七八条第一項若しくは3の(一)の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よって人を死傷させた者は、無期又は六年以上の懲役に処することとした。（第一八一条第一項関係）

(二)　1、2若しくは3の(二)の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よって人を死傷させた者は、無期又は六年以上の懲役に処することとした。（第一八一条第二項関係）

5　集団強姦等の罪及び同罪に係る強姦等致死傷の罪の廃止

第一七八条の二及び第一八一条第三項を削ることとした。

6　強盗・強制性交等及び同致死

(一)　強盗の罪若しくはその未遂罪を犯した者が強制性交等の罪（3の(二)の罪を除く。以下この(一)において同じ。）若しくはその未遂罪をも犯したとき、又は強制性交等の罪若しくはその未遂罪を犯した者が強盗の罪若しくはその未遂罪をも犯したときは、無期又は七年以上の懲役に処することとした。（第二四一条第一項関係）

(二)　(一)の場合のうち、その犯した罪がいずれも未遂罪であるときは、人を死傷させたときを除き、その刑を減軽することができることとした。ただし、自己の意思によりいずれかの犯罪を中止したときは、その刑を減軽し、又は免除することとした。（第二四一条第二項関係）

(三)　(一)の罪に当たる行為により人を死亡させた者は、死刑又は無期懲役に処することとした。（第二四一条第三項関係）

(四)　(三)の未遂は、罰することとした。（第二四三条関係）

7　強姦罪等の非親告罪化

(一)　第一八〇条を削ることとした。

(二)　第二二五条の罪（わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下この(二)において同じ。）、第二二七条第一項の罪（第二二五条の罪を犯した者を幇助する目的に係る部分に限る。）及び第二二七条第三項の罪（わいせつの目的に係る部分に限る。）並びにこれらの罪の未遂罪は、第二二九条の規定から削ることとした。（第二二九条関係）

8　附則

(一)　この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこととした。（附則第二条～第八条関係）

(二)　政府は、この法律の施行後三年を目途として、性犯罪における被害の実情、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした。（附則第九条関係）

(三)　この法律は、公布の日から起算して二〇日を経過した日から施行することとした。

◇文化芸術振興基本法の一部を改正する法律（法律第七三号）（文部科学省）

1　法律の題名を「文化芸術基本法」に改めることとし、前文及び目的規定について、所要の整理を行うこととした。（題名、前文及び第一条関係）

2　総則の改正

(一)　基本理念の改正

(1)　文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を鑑賞・参加・創造することができるような環境の整備に関し、「年齢、障害の有無又は経済的な状況」にかかわらず等しくできるようにする旨を加えるとともに、我が国に加えて「世界」において、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない旨を規定することとした。また、乳幼児、児童生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術団体、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない旨の規定を追加することとした。（第二条関係）

(2)　文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない旨の規定を追加することとした。（第二条関係）

(二)　文化芸術団体の役割に係る規定を新設するとともに、関係者相互の連携及び協働に係る規定を新設することとした。（第五条の二及び第五条の三関係）

(三)　政府が講ずべき措置に税制上の措置を加えることとした。（第六条関係）

3　政府は、文化芸術推進基本計画を定めなければならないこととした。また、都道府県及び市町村の教育委員会は、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画を定めるよう努めるものとすることとした。（第七条及び第七条の二関係）

4　文化芸術に関する基本的施策の拡充

(一)　芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能の振興について、必要な施策の例示に「物品の保存」、「展示」、「知識及び技能の継承」、「芸術祭の開催」などへの支援を追加するとともに、伝統芸能の例示に「組踊」を追加することとした。（第八条～第一一条関係）

(二)　生活文化の例示として「食文化」を加えるとともに、生活文化の振興を図るため必要な施策を講ずるものとすることとした。（第一二条関係）

(三)　国は、各地域における文化芸術の振興に加えて文化を通じた地域の振興を図ることとし、必要な施策の例示として「芸術祭への支援」を加えることとした。（第一四条関係）

(四)　文化芸術に係る国際的な催しの例示として「芸術祭」を加えるとともに、国際的な交流等の推進に関する必要な施策の例示として、現地の言語による展示等普及への支援、海外における著作権制度の整備に関する協力及び国際機関等への人材の派遣を加えることとした。（第一五条第一項関係）

(五)　芸術家等の養成及び確保に関し、芸術家等の例示として文化芸術活動に関する企画を行う者等を明示するとともに、必要な施策の例示として国内外における教育訓練等の人材育成への支援、作品の流通の促進及び創造的活動等の環境の整備を加えることとした。（第一六条関係）

(六)　日本語教育の充実に関する必要な施策の例示として、日本語教育機関における教育の水準の向上を加えることとした。（第一九条関係）

(七)　著作権等の保護及び公正な利用に関する必要な施策の例示として、著作物の適正な流通を確保するための環境整備及び著作権等侵害対策の推進等を加えることとした。（第二〇条関係）

(八)　高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実に関する必要な施策の例示として、高齢者、障害者等の行う創造的活動、公演等への支援を加えることとした。（第二二条関係）

(九)　国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示等の取組を行うよう努めるものとすることとした。また、文化芸術に関する施策の推進を図るため、調査研究等必要な施策を講ずるものとすることとした。（第二八条第二項及び第二九条の二関係）

(十)　民間の支援活動の活性化等に関する必要な施策の例示として「文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援」を加えることとした。また、関係機関等の例示として「民間事業者」を加えることとした。（第三一条及び第三二条関係）

5　政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとすることとした。また、都道府県及び市町村に、文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、合議制の機関を置くことができるものとすることとした。（第三六条及び第三七条関係）

6　施行期日等

(一)　政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすることとした。（附則第二条関係）

(二)　この法律は、公布の日から施行することとした。
